

千葉県印旛健康福祉センター運営協議会傍聴要領

1 傍聴手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、定められた時間内に会場受付で氏名等を記入し、協議会の許可を得た上で事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 傍聴希望者は、事前に定められた期間内に連絡いただいた方を優先します。先着順に受付し、定員になり次第締め切ります。

2 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

- (1) 会議開催中は静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において、写真撮影・録画・録音等を行わないこと。ただし、協議会の会長の許可を得た場合は、この限りではない。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただくことがあります。

附 則 この要領は、平成19年9月20日から施行する。

附 則 この要領は、平成28年1月 8日から施行する。